

令和7年度 大学等奨学生利子支援事業



熊谷市では、大学等卒業後の若年層に対し、奨学生返済の負担軽減を図り、本市への転入・定住を促進することを目的に、「大学等奨学生利子支援事業」を実施しています。

●申請資格

- ① 申請時に、熊谷市に住民登録があること。
 - ② 奨学生の貸与を受けて大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程等を修了していること。
 - ③ 申請年度の翌年度の4月1日現在(令和7年度新規申請の場合、令和8年4月1日)の年齢が40歳未満であること。
 - ④ 申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの間に奨学生を返還していること。(令和7年度申請の場合、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間)
 - ⑤ 申請時に、残りの返還期間が10年以上であること。(上記④の期間を含む)
 - ⑥ 申請時に、本市の市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
 - ⑦ 就労していること。(パート、アルバイトも可)
- ※過去に給付の決定を受けている方は③・⑤を除く。



RUGBY TOWN KUMAGAYA

●給付額

上記④の期間中に返還した奨学生の利子額（上限3万円）

●申請方法

次の書類を教育総務課へ持参又は郵送

- ① 支給申請書（兼請求書）
- ② 大学等を卒業したことを確認することができる書類（卒業証明書、卒業証書のコピーなど）
- ③ 奨学生貸与機関が発行する奨学生全体の返還計画を確認することができる書類
- ④ 返還した金額（元金及び利子の内訳を含む。）を確認することができる書類
- ⑤ 就労証明書

※過去に給付の決定を受けている方は②・③を除く

・申請書等は教育総務課・各行政センターで配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

・詳しくは、右記コードから
ご確認ください。



市ホームページ

●給付期間

10年間（毎年度申請が必要です）



©熊谷市

●申請期間

10月1日～12月19日（当日消印有効）※土・日曜日、祝日を除く

問合せ先

熊谷市教育委員会 教育総務課 管理係（市役所本庁舎6階1番窓口）

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 電話番号 048-524-1651